

令和2年11月27日付けで公告しました「タイ個人旅行者（FIT）を対象とした近畿東中央部地域への誘客プロモーション事業業務委託」の企画提案コンペに関する質問がありましたので、下記のとおり回答します。

<質問>

インフルエンサーですが、タイ人であることが条件でしょうか。

「タイ人に影響力のある日本人インフルエンサー」も対象になりますでしょうか。

<回答>

招請するインフルエンサー等については、タイ人に限定はしていません。

したがって、「タイ人に影響力のある日本人インフルエンサー」も対象になります。